沖縄県警察サイバーパトロール・サポーター運用要綱

1 目的

この要綱は、沖縄県警察サイバー犯罪対策要綱(平成29年10月18日付け沖例規サイ第2号ほか)第2の6で定める沖縄県警察サイバーパトロール・サポーター(以下「サポーター」という。)の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

2 委嘱

- (1) サポーターは、県内に在住する18歳以上の者(ただし、高校生を除く。)から応募を受け、安全にサイバーパトロールを行うと認められる者に、警察本部長(以下「本部長」という。)が委嘱するものとする。
- (2) サポーターの委嘱は、委嘱状(別記様式)を交付して行うものとする。
- (3) サポーターの委嘱期間は、委嘱する年度の末日までとする。ただし、同一の者の再委嘱を妨げない。

3 任務

サポーターは、サイバーパトロールにおいて次に掲げるインターネット上に流通する違法・有害情報を発見した場合、沖縄県警察へ通報することを任務とする。

- (1) コンピュータシステムのパスワードの売買、悪用等に関する情報
- (2) ハッキング、クラッキング(インターネット等のネットワーク回線を通じて他人のコンピュータに侵入し、当該コンピュータ内のデータやプログラム等を盗み見たり、改ざんや破壊等を行う不正行為をいう。)に関する情報
- (3) 銃器、薬物、わいせつ物、偽ブランド商品等の売買等の禁制品の取引に関する情報
- (4) 売春(児童買春)勧誘、児童ポルノ、ねずみ講、賭博等の違法行為に関する情報
- (5) 迷惑メール(インターネット等を利用して営利目的で無差別に大量配信される電子メールをいう。)、サービス不能攻撃(インターネット等を利用して、標的となるコンピュータに大量の信号を送ることで、当該コンピュータにより行われるサービスを妨害する行為をいう。)等に関する情報
- (6) 違法情報には該当しないが、犯罪や事件を誘発するなど公共の安全と秩序の維持の観点から放置することのできない情報
- (7) その他コンピュータ技術や電気通信技術を悪用した犯罪に関する情報

4 指導事項

生活安全部サイバー犯罪対策課(以下「サイバー犯罪対策課」という。)は、サポーターが任務を遂行するに当たり、次に掲げる事項を指導すること。

- (1) サイバーパトロールを実施するに当たり、法令やサイトの利用規約等を遵守すること。
- (2) インターネット上で犯罪やトラブルを誘発する書き込みを行わないこと。
- (3) その他サポーターの活動に当たり遵守すべき事項に関すること。

5 賞揚制度

功績のあったサポーターに対する賞揚については、沖縄県警察の表彰に関する訓令 (昭和53年沖縄県警察本部訓令第20号) によるものとする。

6 解任

本部長は、サポーターが次に掲げる事由のいずれかに該当する場合、解任することができるものとする。

- (1) 4の指導事項に従わない場合
- (2) 心身の故障のため任務の遂行に支障が生じ、又はこれに堪えないと認められる場合
- (3) サポーターとしてふさわしくない非行があった場合
- (4) サポーターから辞任の申出がある場合

7 運用上の留意事項

サポーターの運用に当たっては、サポーターが他に本来の業務を有していることを 考慮し、過度の負担を強いることのないように配意するものとする。

8 事務

サポーターの運用に関する事務は、サイバー犯罪対策課で行うものとする。

別記様式省略